

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第702号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	駕海	豊
大分県監査委員	戸高	賢史

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局及び教育庁について、令和4年10月20日から令和5年2月15日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	7
教育庁	1
合計	8

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した8機関の財務に関する事務の執行について、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

なし

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
佐伯土木事務所	令和4年10月20日
日田県税事務所	令和4年10月24日
大分県税事務所	令和4年11月22日
消費生活・男女共同参画プラザ	令和4年11月24日
豊後高田土木事務所	令和4年12月14日
豊後大野土木事務所	令和4年12月16日
竹田土木事務所	令和4年12月19日
(教育庁)	
教育財務課	令和5年2月15日